

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の概要

平成 28 年 11 月
水・大気環境局水環境課

1. 改正の背景

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条により環境省令で定めることとされている有害物質及びその他の項目ごとの一般排水基準については、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）により定めている。

今般暫定排水基準の見直しを行う各項目に係る改正の背景はそれぞれ次のとおり。

（1）亜鉛含有量に係る暫定排水基準について

平成 18 年に、排水基準を定める省令等の一部改正（平成十八年環境省令第三十三号）により同省令を改正し、亜鉛含有量に係る一般排水基準を強化（5mg/L から 2mg/L に変更）した。（施行日：平成 18 年 12 月 11 日）

その際、附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（10 業種）に対し、5 年間の暫定措置として、暫定排水基準を設定した。その後、平成 23 年 12 月に同附則を改正し、暫定排水基準の見直しを行っており、現在は、3 業種（金属鋳業、電気めっき業及び下水道業）について暫定排水基準が設定されている（平成 28 年 12 月 10 日まで）。

現行の暫定排水基準は平成 28 年 12 月 10 日を以て適用期限を迎えることから、適用期限後の措置について検討を行った結果、3 業種について平成 33 年 12 月 10 日まで暫定排水基準の適用期限を延長することとした。

（2）カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準

平成 26 年に、水質汚濁防止法施行規則等の一部改正（平成二十六年環境省令第三十号）により同省令を改正し、カドミウム及びその化合物に係る一般排水基準を強化（0.1mg/L から 0.03mg/L に変更）した。（施行日：平成 26 年 12 月 1 日）

その際、附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（4 業種）に対し、2 年又は 3 年の暫定措置として、暫定排水基準を設定した。

4 業種のうち 2 業種（金属鋳業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。））に係る現行の暫定排水基準は平成 28 年 11 月 30 日を以て適用期限を迎えることから、適用期限後の措置について検討を行った結果、1 業種（金属鋳業）について平成 31 年 11 月 30 日まで、残りの 1 業種（溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。））について平成 29 年 11 月 30 日まで暫定排水基準の適用期限を延長することとした。

2. 改正の内容

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第三十号）の附則を改正し、業種及び対象物質ごとに、適用期限後の暫定排水基準の延長措置を定めるものである。

亜鉛含有量に係る暫定排水基準

業 種	基準値（単位 mg/L）	
	現行 H23.12.11～H28.12.10	改正後 H28.12.11～H33.12.10
金属鋳業	5	5
電気めっき業	5	5
下水道業（金属鋳業又は電気めっき業の排水を受け入れているもので一定のもの）	5	5

カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準

業 種	基準値（単位 mg/L）	
	現行	改正後
金属鋳業	0.08 (H26.12.1～H28.11.30)	0.08 (H28.12.1～H31.11.30)
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	0.1 (H26.12.1～H28.11.30)	0.1 (H28.12.1～H29.11.30)
非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	0.09 (H26.12.1～H29.11.30)	
非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	0.09 (H26.12.1～H29.11.30)	

今回見直しの対象外

3. 今後の予定

施行日：亜鉛含有量について 平成 28 年 12 月 11 日

カドミウム及びその化合物について 平成 28 年 12 月 1 日